



【特許技術者】実務未経験歓迎/電気・機械の知識や英語力を活かせる/2~3年で弁理士へキャリアアップ!

専門家（弁理士）としてのキャリアが手に入る!

募集職種

採用企業名

藤元国際特許事務所

求人ID

1457028

業種

その他

雇用形態

正社員

勤務地

東京都 23区, 千代田区

最寄駅

山手線、有楽町駅

給与

400万円 ~ 600万円

勤務時間

就業時間:8:30~17:30(所定労働時間:8時間0分) ■残業:月平均20時間~40時間程度

休日・休暇

完全週休2日制

更新日

2024年12月27日 05:00

応募必要条件

キャリアレベル

新卒・未経験者レベル

英語レベル

ビジネス会話レベル

日本語レベル

ネイティブ

最終学歴

大学卒：学士号

現在のビザ

日本での就労許可が必要です

募集要項

★アピールポイント

- ・ 年休124日
- ・ 英語力や理系の経験活かせる
- ・ 賞与5.8か月分
- ・ 有楽町徒歩3分
- ・ 2~3年で弁理士を目指せる成長環境
- ・ 第二新卒歓迎

■業務内容:

特許技術者として電気、機械分野の特許出願に関する業務を担当いただきます。
実務未経験からでも活躍できる育成環境が整っており、未経験から入社し活躍するメンバーもいます。

<具体的な業務の流れ>

- (1)特許庁からの通信(特許しないという判断)と出願書類を検討して、特許庁の判断の妥当性を検討
- (2)顧客からの通信も考慮して特許庁の判断に対する反論の方針を検討
- (3)上記の方針について、自分の判断が妥当であるかどうかを弁理士と打ち合わせ
- (4)弁理士と打ち合わせた方針に基づいて特許庁に対する応答案を作成
- (5)弁理士のチェックを受けて特許庁に応答を提出

<教育体制/キャリアアップ>

- ・入社後、まずは中間処理業務をお任せします。徐々に対応件数を増やしていく中で、特許や法令に関する知識を身に付けることが可能です。
- ・入社後のスパンとして、およそ2~3年で一通りの実務がこなせるようになり、弁理士資格へ挑戦するイメージです。弁理士試験へ向けた試験休暇制度もあり、資格取得へ向けてサポートする体制を用意しています。
- ・全体の約半分の業務で英語を使用します(読み書き中心)。持ち前の英語力を活かしていただけます。

【雇用形態】

正社員
試用期間：有(期間:6ヶ月)
期間の定め:無

【年収】

想定年収:420万円~575万円
賃金形態:月給制
月給:220,000円~300,000円
月額(基本給):220,000円~300,000円
■賞与:年2回(昨年度実績:計5.8か月分)

■昇給:

※予定年収はあくまでも目安の金額であり、選考を通じて上下する可能性があります。

【勤務地】

本社/東京都千代田区有楽町1-6-4千代田ビル9F
最寄り駅：JR線 有楽町駅
受動喫煙対策：屋内全面禁煙
転勤：無

【勤務時間】

就業時間:8:30~17:30(所定労働時間:8時間0分)
■残業:月平均20時間~40時間程度
休憩:60分(12:00~13:00)
時間外労働:有

【休日休暇】

年間休日数:124日
休日休暇形態:完全週休2日制(土日祝)
年間有給休暇:10日~20日(下限日数は、入社半年経過後の付与日数となります)
土日祝休み 夏期5日 年末年始5日

【手当/福利厚生】

教育制度/資格補助：現場でのOJT研修が基本となります。
通勤手当：有 上限5万円
残業手当：有
社会保険：健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険 社会保険完備
福利厚生：健康診断・服装自由(顧客とのお打ち合わせの際は除く)・事務所での懇親会等費用 事務所負担
退職金制度：有 中退共に加入
定年:60歳(再雇用制度あり)

スキル・資格**■必須条件:**

- ・電気または機械分野を専攻されていた方
- ・英語スキル(目安TOEIC700点以上)

■歓迎条件:

- ・明細書作成経験
- ・弁理士資格

【選考方法】

筆記・Web試験:無 面接回数:1回 オンライン面接:可
■選考フロー:書類選考→面接→内定

会社説明

特許、実用新案、意匠、商標の出願、相談、調査、鑑定、審判、異議申立、審決取消訴訟、実施許諾契約、不正競争防止法に関連する事項、著作権法に関連する事項、知的所有権侵害訴訟、外国知的財産関連の法律調査、侵害訴訟、諸外国への特許、実用新案、意匠及び商標の出願・調査・翻訳、及びこれらに関連する事項（電気、電子、通信、光学、半導体、ソフトウェア、機械、物理、ビジネス特許、その他各種分野）